男女雇用機会均等推進者、短時間 • 有期雇用管理者、職業家庭両立推進者

の選任・変更について

厚生労働省では、企業の人事労務に責任を有する方を男女雇用機会均等推進者、短時間・有期雇用管理者、職業家庭両立推進者として選任いただき、労働局への届出をお願いしています。それぞれの職務内容などは次のとおりです。まだ選任されていない、あるいは、人事異動等で変更がある場合は、裏面「選任・変更届」に御記入いただき、郵送またはメール(PDF)で当局へお送りください。

男女雇用機会均等推進者

男女雇用機会均等法では、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならないと定めています。

【職務内容】

- 1 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うこと。
 - ・男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場における妊娠・出産等にかかるハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること。
 - ・労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること。
- 2 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対して進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるよう促すこと。
- 3 女性活躍推進法による一般事業主行動計画に基づく取組や情報公表の推進のための措置の検 討・実施をすること。
- 4 企業において、女性労働者が能力発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起する こと及び1~3までの職務について、労働局雇用環境・均等部との連絡を行うこと。

短時間・有期雇用管理者

パートタイム・有期雇用労働法では、パートタイム労働者及び有期雇用労働者を常時10人以上雇用する事業所は、パートタイム・有期雇用労働指針に定める事項その他の雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間・有期雇用管理者」を選任するよう努めなければならないと定めています。

【聯絡内容】

- 1 パートタイム・有期雇用労働法やパートタイム・有期雇用労働指針に定められた事項その他パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関して、事業主の指示に従い必要な措置を検討し、実施すること。
- 2 労働条件等に関して、パートタイム労働者・有期雇用労働者の相談に応じること。

職業家庭両立推進者

育児・介護休業法に基づき講ずべき措置等を円滑に実施するため、各企業において仕事と家庭の両立のための取組に係る実施体制を明確化することが必要とされており、その業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するよう努めなければならないと定めています。

【職務内容】

- 1 育児・介護休業法第21条から第27条までに定める措置の適切かつ有効な実施を図るための業務
- 2 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務

「男女雇用機会均等推進者」

「職業家庭両立推進者」の選任・変更届

「短時間・有期雇用管理者」

年 月 日

神奈川労働局長 殿

フリガナ				
事業所名 :				
(〒) オ	卜 社(本店)	その他	(支社/支店)	
所在地 :				
電話番号 :				
代表者職氏名 :				
主な事業内容:		資本金等:		
総労働者数	男性	人	女性	人
うち通常の労働者(正社員)	男性	人	女性	人
うち短時間・有期雇用労働者	男性	人	女性	人
うちその他労働者	男性	人	女性	人

※労働者数は、本社(本店)の場合は企業全体の人数、その他(支社/支店)の場合は 当該事業所の人数を記載してください。

当事業所では、下記のとおり(選任・変更)しましたので、報告します。

◆企業ごとに選任してください。

-	EX-C1-22201 (1001)				
	男女雇用機会均等推進者	所属部課	・役職		
	(選任・変更)	氏	名		
	職業家庭両立推進者	所属部課	役職		
	(選任・変更)	氏	名		

◆事業所ごとに選任してください。

短時間・有期雇用管理者	所属部語	果・役職	
(選任・変更)	氏	名	

神奈川労働局雇用環境・均等部では、御選任いただいた男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推 進者、短時間・有期雇用管理者の方に、各種セミナーの開催案内をはじめ情報や資料の提供を行って います。

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 (TEL 045-211-7380) 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

メールアドレス 14shidouka1@mhlw.go.jp